

労働基準関係法令違反に係る公表事案

青森労働局

最終更新日：令和4年9月6日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
川邊塗装工業	青森県青森市	R3. 9. 6	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約4mの屋根の上で労働者に作業を行わせる際に墜落防止措置を講じなかったもの	R3. 9. 6送検
(有) 永井林業	青森県青森市	R3. 11. 19	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の103	車両系木材伐出機械を主たる用途以外の用途で使用したもの	R3. 11. 19送検
(有) 匠野村産業	青森県北津軽郡中泊町	R3. 12. 6	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第529条	足場の組立て作業を行わせる際に作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させなかったもの	R3. 12. 6送検
(株) 清藤木工	青森県青森市	R4. 2. 22	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第130条	木材加工用機械作業主任者に機械及びその安全装置を点検する等の職務を行わせていなかったもの	R4. 2. 22送検
(株) 木津板金	青森県西津軽郡鱒ヶ沢町	R4. 3. 3	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条	粉じん作業を行わせるにあたり、呼吸用保護具を使用させなかったもの	R4. 3. 3送検
(有) 坂本興業	青森県三沢市	R4. 9. 5	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約3mの作業床の開口部で労働者に作業を行わせる際に墜落防止措置を講じなかったもの	R4. 9. 5送検
(株) 工藤鐵工建設	青森県つがる市	R4. 9. 6	労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条	つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転の業務に労働者をつかせる際に特別教育を行っていないかったもの	R4. 9. 6送検